

新型コロナウイルス感染症 ～ さらなる対策 ～

1 入院医療体制の強化

- (1) 医療機関に対して、さらなる病床確保の協力要請
650床程度 → 750床程度 (+100床程度)
- (2) 宿泊療養施設の早期確保・運用開始
200室程度を12月中旬目途に準備を急ぐ。

2 社会福祉施設における感染予防対策の徹底

- (1) 注意事項の徹底
 - ① 感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底、三密の回避）
 - ② 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）
 - ③ 入所者及び従事者が発熱した場合、保健所に連絡の上検査を実施等
- (2) 指導の徹底
事業所は上記注意事項について自己点検するとともに、必要に応じて健康福祉事務所が指導を行う。
- (3) 文書による注意喚起
各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。

3 学校に対する感染防止対策の再徹底

基本的な感染防止策（手洗い、マスクの着用、換気など）の徹底に加え、音楽活動などマスクを使用しがたい場合にはフェイスシールド等の使用など次善策を実施

4 「県民へのお願い」の追加

年末を控え、「できるだけ、不要不急の外出を控えてください。」